

県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱

(令和3年8月11日建政-465)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）に配置される技術者等が、当該県工事以外の工事（以下「他工事」という。）の技術者等として兼務する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(専任配置の監理技術者の兼務)

第2条 県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、他工事と同一の監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。以下同じ。）を置くことを認めることができる。

- (1) 共同企業体として契約を締結し、又は締結しようとする県工事
- (2) 低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする県工事
- (3) 「入札参加資格要件」及び「指名標準」について（平成16年6月1日建管-711）において監理技術者又は主任技術者の専任配置を求めている県工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工事内容、施工管理の難易度、工事現場の地理的状況等に鑑み、発注者が特例監理技術者の配置は認められないと判断する県工事

2 前項に規定する専任特例1号による兼務は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該県工事と他工事の請負対応額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- (2) 当該県工事と他工事の工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること。
- (3) 当該県工事と他工事の下請次数が3以内であること。
- (4) 当該県工事と他工事に監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（「連絡員」という。以下同じ。）を配置できること。ただし、当該県工事と他工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有すること。
- (5) 当該県工事と他工事の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等）の措置を講じていること。
- (6) 当該県工事と他工事に人員の配置を示す計画書（様式7）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。
- (7) 当該県工事又は他工事の現場状況を確認するための情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末又はWEB会議システム等）が設置され、通信環境が確保されていること。なお、山間部等の工事現場において、通信環境が悪く、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合は要件に該当しない。
- (8) 当該監理技術者に求められている資格要件が県工事と他工事において同一であること。
- (9) 監理技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該県工事との兼務を認めていること。

3 専任特例1号による同一の監理技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他

工事を合わせて、2とする。

- 4 第2項第4号に規定する連絡員は当該県工事への専任や常駐は求めず、直接的・恒常的な雇用関係も必要ないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うことに留意すること。また、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、1つの工事に複数の連絡員を配置することもできる。
- 5 第2項第6号に規定する人員の配置を示す計画書は、建設業法第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該県工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。
- 6 専任特例1号を活用した工事現場と専任配置を要しない工事現場を兼務することができるが、専任配置を要しない工事現場についても、第2項第1号から第9号の要件を全て満たし、かつ兼務することができる工事の数は2を超えてはならない。
- 7 第1項の規定による専任特例2号により兼務する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - (1) 当該県工事と他工事の工事場所が同一地域振興局管内であること。
 - (2) 当該監理技術者に求められている資格要件が県工事と他工事において同一であること。
 - (3) 監理技術者の専任配置を求めている他工事であること又は監理技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該県工事との兼務を認めていること。
- 8 第1項に規定する専任特例2号による監理技術者の兼務を認める場合に、当該県工事に配置する監理技術者補佐は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。
 - (1) 当該県工事に専任で配置すること。
 - (2) 当該県工事の監理技術者に求める資格を有する者又はその資格に係る建設業法第27条第1項に規定する技術検定と同一の技術検定の1級の第1次検定に合格した者であること。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、当該建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有していること。
 - (3) 受注者と直接的な雇用関係にあり、かつ、3月以上の恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 監理技術者と常に連絡が取れる体制であること。
 - (5) 受注者より監理技術者補佐が担う業務が明らかにされていること。
- 9 専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会その他施工における主要な業務を適正に遂行しなければならない。
- 10 専任特例2号による監理技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、2とする。
- 11 専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

(専任配置の主任技術者の兼務)

第3条 県工事の発注者は、次に掲げる県工事を除く県工事において、他工事と同一の主任技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者をいい、同項第1号による場合を「専任特例1号」という。以下同じ。)を置くことを認めることができる。

- (1) 請負対応額が1億円以上である県工事及び下請総額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上と見込まれる県工事
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる県工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事内容、施工管理の難易度、工事現場の地理的状況等に鑑み、発注者が主任技術者の兼務は認められないと判断する県工事

2 前項に規定する専任特例1号による兼務は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 当該県工事と他工事の請負対応額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
- (2) 当該県工事と他工事の工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間が片道おおむね2時間以内であること。
- (3) 当該県工事と他工事の下請次数が3以内であること。
- (4) 当該県工事と他工事に主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（「連絡員」という。以下同じ。）を配置できること。ただし、当該県工事と他工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有すること。
- (5) 当該県工事と他工事の施工体制を確認できる情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステム等）の措置を講じていること。
- (6) 当該県工事と他工事に人員の配置を示す計画書（様式7）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。
- (7) 当該県工事又は他工事の現場状況を確認するための情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末又はWEB会議システム等）が設置され、通信環境が確保されていること。なお、山間部等の工事現場において、通信環境が悪く、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合は要件に該当しない。
- (8) 当該主任技術者に求められている資格要件が県工事と他工事において同一であること。
- (9) 主任技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該県工事との兼務を認めていること。

3 専任特例1号による同一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、2とする。

4 第2項第4号に規定する連絡員は当該県工事への専任や常駐は求めず、直接的・恒常的な雇用関係も必要ないが、施工管理の最終的な責任は受注者が負うことに留意すること。また、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することができ、1つの工事に複数の連絡員を配置することもできる。

5 第2項第6号に規定する人員の配置を示す計画書は、建設業法第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該県工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。

6 専任特例1号を活用した工事現場と専任配置を要しない工事現場を兼務することができるが、専任配置を要しない工事現場についても、第2項第1号から第9号の要件を全て満たし、かつ兼務することができる工事の数は2を超えてはならない。

7 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に規定する次に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところにより同一の主任技術者が兼務することができる。

- (1) 密接な関係のある工事 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、次に掲げるもの
 - ① 同種の工作物を対象とする土木工事（例：県道改築工事と市道舗装工事）
 - ② 工事場所が隣接する土木工事（例：橋梁工事と河川改修工事）

③ 同一敷地内にある建築物の建築工事又は設備工事

④ 相互に工程や安全確保のための調整を要する工事（例：資材を一括調達し相互に調整を要する工事、相当の部分を同一の下請業者で施工し相互に工程調整を要する工事）

(2) 同一の場所又は近接した場所 受注者から提出される自動車で通行可能な経路による工事場所の相互距離が10km程度

8 前項に規定により兼務する他工事は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 県工事と他工事の工事場所が同一地域振興局管内であること。

(2) 当該主任技術者に求められている資格者要件が県工事と他工事において同一であること。

(3) 主任技術者の専任配置を求めている他工事であること又は主任技術者の専任配置を求められている他工事の発注者が当該県工事との兼務を認めていること。

9 第7項による同一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、当該県工事及び他工事を合わせて、原則2程度（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他のこれらに類する工事をいう。以下同じ。）が1件以上あるときは3まで）とする。

（専任配置の監理技術者と主任技術者との兼務）

第4条 当該県工事と他工事において、それぞれ専任特例1号による要件に該当する場合は、監理技術者と主任技術者を兼務することができる。

（現場代理人の兼務）

第5条 県工事の発注者は、請負対応額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の県工事（低入札価格調査を経て契約を締結し、又は締結しようとする県工事を除く。）において、次項に定める他工事と同一の現場代理人を置くことを認めることができる。

2 前項に規定する他工事は、予定価格が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 他工事の発注者が国、県又は市町村の機関であること。

(2) 県工事と他工事の工事場所が同一地域振興局管内であること。

(3) 他工事の発注者が県工事との兼務を認めていること。この場合においては、他工事の発注者が兼務を認めていることについて、書面で確認できるものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、随意契約により工事を発注し、諸経費調整の対象となっている場合は、それぞれの工事において同一の現場代理人を配置することができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3条第7項の規定により県工事及び他工事（発注者は、国、県又は市町村の機関に限る。）において同一の主任技術者を配置し、又は配置しようとする工事である場合は、当該主任技術者と同一の現場代理人をそれぞれの工事に配置することができる。

5 同一の現場代理人が兼務することができる工事の数は、県工事及び他工事を合わせて、3まで（災害復旧工事等が1件あるときは4まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5まで）とする。

（兼務を認めない県工事の入札公告）

第6条 県工事の発注者は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の兼務

を認めないと判断する場合は、当該県工事の入札公告においてその旨を明示するものとする。

(既契約工事がある場合等の入札の手続)

第7条 県工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）であって、契約を締結している県工事（以下「既契約県工事」という。）に配置している監理技術者等を入札に参加しようとする県工事の監理技術者等と兼務させようとするものは、次に掲げる場合を除き、当該既契約県工事の発注者から承認を得た上で、入札に参加しなければならない。

(1) 既契約県工事の契約工期が基準日（当該入札に参加しようとする工事が余裕期間を設定する工事の場合は工事着手指定日又は工事着手期限日、議会の議決に付さなければならない契約に係る工事の場合は本契約締結予定日、現場施工着手日の指定をする工事の場合は当該着手日、それ以外の工事の場合は落札決定予定日の5日後をいう。以下同じ。）の前日までに終了する場合

(2) 既契約県工事の契約工期終了日が基準日以後であっても、当該既契約県工事の完成検査の結果通知日が基準日の前日以前となる場合

2 入札参加者は、前項の承認を得ようとする場合は、既契約県工事の発注者に対して兼務承認申請書（様式1）を提出しなければならない。

3 前項の兼務承認申請書の提出を受けた発注者は、監理技術者等、監理技術者補佐の資格等、他工事との関係を審査し、その結果を様式2又は様式3により申請者に通知するものとする。

第8条 入札参加者は、契約を締結している県以外の発注工事に配置している監理技術者等を入札に参加しようとする県工事の監理技術者等と兼務させようとするときは、当該県以外の発注工事の発注者から書面による承認を得た上で、入札に参加しなければならない。

第9条 専任特例2号による監理技術者を配置しようとする入札参加者は、記載例を参考に、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年3月29日建管－2422）様式第3号に配置予定監理技術者補佐の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第3号で添付が必要とされる書類及び契約を締結している他工事の発注者の専任特例2号による監理技術者の配置の承認を証する書類を提出しなければならない。

2 他工事に配置し、又は同時期に入札中の県工事に配置予定の監理技術者等を入札に参加しようとする県工事の監理技術者等と専任特例1号により兼務させようとする入札参加者は、記載例を参考に、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱様式第3号に配置予定技術者の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第3号で添付が必要とされる書類、契約を締結している他工事の発注者の兼務の承認を証する書類及び人員の配置を示す計画書（様式7）を提出しなければならない。

3 他工事に配置し、又は同時期に入札中の県工事に配置予定の主任技術者を入札に参加しようとする県工事の主任技術者と第3条第7項により兼務させようとする入札参加者は、記載例を参考に、秋田県条件付き一般競争入札実施要綱様式第3号に配置予定主任技術者の氏名、資格等を記載するとともに、同様式第3号で添付が必要とされる書類、契約を締結している他工事の発注者の兼務の承認を証する書類及び理由書（様式4）を提出しなければならない。

(既契約県工事の受注者の兼務の手続)

第10条 既契約県工事の受注者は、当該既契約県工事に配置している監理技術者等を契約を締結している他工事の監理技術者等と兼務させようとするときは、既契約県工事の発注者からその承認を得なければならない。

2 既契約県工事の受注者は、前項の承認を得ようとする場合は、既契約県工事の発注者に兼務承認申請書（様式1）を提出しなければならない。

3 前項の兼務承認申請書の提出を受けた既契約県工事の発注者は、監理技術者等、監理技術者補佐の資格等、他工事との関係を審査し、その結果を様式2又は様式3により申請者に通知するものとする。

4 県工事の発注者は、前項の規定により兼務を承認した後、契約変更等により第2条第2項又は第3条第2項に規定する要件を満たさなくなった場合は、兼務の承認を取り消し、受注者に当該県工事の監理技術者等を専任で配置するよう指示しなければならない。

（現場代理人の兼務の手続）

第11条 県工事の受注者は、当該県工事に配置している現場代理人を他工事の現場代理人と兼務させようとする場合又は他工事に配置している現場代理人を当該県工事の現場代理人と兼務させようとする場合は、当該県工事の発注者に兼務承認申請書（様式1）を提出しなければならない。

2 前項の兼務承認申請書の提出を受けた県工事の発注者は、その内容を審査し、その結果を様式5又は様式6により申請者に通知するものとする。

3 県工事の発注者は、前項の規定により兼務を承認した後、契約変更等により第5条に規定する要件を満たさなくなった場合は、兼務の承認を取り消し、受注者に当該県工事の現場代理人を常駐させるよう指示しなければならない。

（専任特例2号による監理技術者への変更等）

第12条 専任の監理技術者が専任特例2号による監理技術者となる場合又は専任特例2号による監理技術者が専任の監理技術者となる場合は、技術者の変更及び工期途中での途中交代には当たらないものとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月18日から施行する。ただし、第5条の規定は、同月25日以降に入札公告等を行う建設工事に適用する。

2 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて（平成23年3月28日建管－2214）及び県が発注する工事における建設業法施行令第27条第2項の取扱いについて（平成28年5月31日建政－391）は、廃止する。

3 第1項ただし書の適用日前に入札公告等を行う建設工事に係る主任技術者の入札参加予定の県工事の兼務に関しては、この要綱による廃止前の県が発注する工事における建設業法施行令第27条第2項の取扱いについて第2の2を適用する。

附 則（令和4年3月15日建政－1413 一部改正）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則（令和４年１２月１４日建政－１６４１ 一部改正）

- １ この要綱は、令和５年１月１日から施行する。
- ２ この要綱による改正後の県が発注する建設工事における技術者等の兼務要綱の規定は、令和５年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則（令和５年３月２３日建政－２３４２ 一部改正）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年９月１９日建政－１００４ 一部改正）

この要綱は、令和５年９月１９日から施行する。

附 則（令和６年１２月２７日建政－１６０９ 一部改正）

- １ この要綱は、令和７年１月１日から施行する。
- ２ この要綱による改正後の規定は、令和７年１月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

様式 1（専任特例 1 号による監理技術者又は主任技術者の場合）

年 月 日

発注者あて

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

監理技術者等の兼務承認申請書

次の工事に配置している監理技術者等について、他の工事と兼務させたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、監理技術者等の兼務する工事は 2 件までであること、専任特例 1 号の要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に監理技術者等を専任で配置することを誓約します。

監 理 技 術 者 等 の 氏 名

監理技術者等の配置資格

兼 務 期 間

対象工事

工 事 名 （ 工 事 番 号 ）

監理技術者等を兼務させようとする他の工事

発 注 者 名

工 事 名 （ 工 事 番 号 ）

施工場所（市町村名）

監理技術者等の資格要件

契約状況 契約締結済 ・ 入札中

契約金額又は予定価格
（ 税 込 み ）

※様式 7「人員の配置を示す計画書」を添付してください。

様式1（専任特例2号による監理技術者の場合）

年 月 日

発注者あて

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

監理技術者の兼務承認申請書

次の工事に配置している監理技術者について、他の工事と兼務させたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、監理技術者の兼務する工事は2件までであること、各工事に配置する監理技術者補佐はそれぞれの工事に専任で配置することを誓約します。

監 理 技 術 者 の 氏 名

監理技術者の配置資格

兼 務 期 間

対象工事

工 事 名 （ 工 事 番 号 ）

監 理 技 術 者 補 佐 の 氏 名

監理技術者補佐の所持資格

監理技術者を兼務させようとする他の工事

発 注 者 名

工 事 名 （ 工 事 番 号 ）

施工場所（市町村名）

監理技術者の資格要件

契約状況 契約締結済 ・ 入札中

※配置予定の監理技術者補佐の所持資格及び雇用関係を確認できる書類を添付してください。

様式 1 (第 3 条第 7 項による主任技術者の場合)

主任技術者の兼務承認申請書

年 月 日

発注者あて

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり、施工中の貴発注工事に配置している専任の主任技術者が、建設業法施行令第27条第2項の規定により他の工事と兼務したいので承認申請します。

記

	主任技術者の氏名	
施工中の工事	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
	主任技術者の配置資格	
兼務しようとする他工事１	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所） 発注者担当者（電話番号）	
兼務しようとする他工事２	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所） 発注者担当者（電話番号）	
	２件以上の関係工事 の	１ ２件（３件）の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 （内容：) ２ ２件（３件）の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 （内容：)
※上記１又は２の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。		

1 2 件（3 件）の工事現場間の自動車で行く経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

2 他工事への兼務が決定した時は、速やかに報告すること。

様式1（現場代理人の場合）

現場代理人の兼務承認申請書

年 月 日

発注者あて

(受注者)
住 所
商号又は名称
氏 名

次の工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

現場代理人氏名	
---------	--

	兼務する工事1	兼務する工事2	兼務する工事3
工 事 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額 (税込み)			
発 注 者			

- すべての工事の契約書の写しを添付すること。
- 工事の発注者が異なる場合には、それぞれの発注者に本申請書を提出すること。ただし、市町村発注工事の場合は、当該市町村の手続きによる。
- 兼務する工事の記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

様

発 注 者
(公印省略)

監理技術者等の兼務について

申請のありました監理技術者等の兼務については、次のとおり承認します。

監理技術者等の氏名

監理技術者等の配置資格

兼 務 期 間

対象工事

工 事 名 (工 事 番 号)

(監理技術者補佐の氏名)

(監理技術者補佐の資格)

監理技術者等を兼務させようとする他の工事

兼務する工事 1 発 注 者 名

工事名 (工事番号)

施工場所 (市町村名)

兼務する工事 2 発 注 者 名

工事名 (工事番号)

施工場所 (市町村名)

様

発 注 者
(公印省略)

監理技術者等の兼務について

さきに申請のありました監理技術者等の兼務について、次のとおり承認しません。

監理技術者等の氏名

監理技術者等の配置資格

兼務を承認しない理由

本工事に従事できると判断した理由書

年 月 日

発注者あて

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

入札参加資格確認申請書に添付した様式第 3 号において、本工事に従事できると判断できる理由とした「建設業法施行令第 2 7 条第 2 項による兼務」の内容は、次のとおりです。

記

主任技術者の氏名		
本 工 事	工事番号	
	工事名	
	工事現場の場所	
	主任技術者の配置資格	
兼 務 し よ う と す る 他 工 事 1	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所）	
	発注者担当者（電話番号）	
兼 務 し よ う と す る 他 工 事 2	工事名	
	工事現場の場所	
	工事内容の概要	
	請負金額（予定価格）	
	工期	
	専任・非専任の区分	
	主任技術者の配置資格	
	発注者（担当課所）	
	発注者担当者（電話番号）	
2 工 件 事 （ 3 件 ） の	1 2 件（3 件）の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 （内容： ）	
	2 2 件（3 件）の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 （内容： ）	
	※上記 1 又は 2 の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。	

2 件（3 件）の工事現場間の自動車で通行な経路を示す経路図を添付すること。なお、経路図には経路距離を明示すること。

現場代理人の兼務承認書

文 書 記 号 ・ 番 号
年 月 日

様

発 注 者
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました現場代理人の兼務については、次のとおり承認します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意してください。

また、工事の発注者が異なる場合にあっては、他の発注者からの承認を受けた後、速やかに承認書等の写しを提出してください。

現場代理人氏名	
---------	--

	兼務する工事 1	兼務する工事 2	兼務する工事 3
工 事 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額 (税込み)			
発 注 者			

- 工事の発注者が異なる場合には、それぞれの発注者から承認を受けること。
- 兼務する工事の記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

様

発 注 者
(公印省略)

現場代理人の兼務について

さきに申請のありました現場代理人の兼務について、次のとおり承認しません。

現 場 代 理 人 の 氏 名

兼務を承認しない理由

様式 7 (人員の計画を示す計画書)

年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日							
建設業者	名称 (イ ^{※2})							
	所在地 (イ)							
主任技術者 又は監理技 術者 (営業所技 術者又は特定営 業所技術者)	氏名 (ロ)							
	所属営業所名 (ロ)			※17条の5の場合のみ記載				
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間				
建設工事 1	工事名称 (ニ(1))							
	工事現場所在地 (ニ(1))							
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称			※17条の5の場合のみ記載			
		所在地			※上記所属営業所と同じである必要			
	建設工事の内容 (ニ(2))	※法別表第1上段のどれか						
	請負代金の額 (ニ(3))	※1億円未満 (建築一式工事の場合 は2億円未満) である必要						
	移動時間 (ニ(4))	※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要						
	下請次数 (ニ(5))	※3次以内である必要						
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))							
	情報通信機器 (ニ(8))							
	連絡員 (ニ(6))	氏名						
		所属会社						
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間				
				年	月	～	年	月
			年	月	～	年	月	
		合計	年	月				
建設工事 2	工事名称 (ニ(1))							
	所在地 (ニ(1))							
	建設工事の内容 (ニ(2))	※法別表第1上段のどれか						
	請負代金の額 (ニ(3))	※1億円未満 (建築一式工事の場合 は2億円未満) である必要						
	移動時間 (ニ(4))	※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要						
	下請次数 (ニ(5))	※3次以内である必要						
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))							
	情報通信機器 (ニ(8))							
	連絡員 (ニ(6))	氏名						
		所属会社						
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間				
				年	月	～	年	月
				年	月	～	年	月
			合計	年	月			

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上

(記載例・専任特例2号による監理技術者)

配置予定技術者の資格・工事経歴等

会社名 A 建設株式会社

工事番号 (工事番号がない場合は工事名)

1 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏名	所持している ・法令による資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付 年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 (次回講習予定年月)	当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格の 確認を申請中の他の秋他県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機関、開札予定日	工事経歴 (過去に従事した同種工事の内容等)						
			工事名	発注者名	施工場所 (都道府県名)	契約金額 (百万円)	施工年度 及び工期 (月数)	従事役職	工事概要 【工法、施工数量を記載のこと】
山王太郎	←他工事に配置されている 監理技術者の例								
山王次郎	←同時期に入札中の 県工事に配置予定の 監理技術者の例	道路舗装工事 由利地域振興局 〇年〇月〇日開札							
山王三郎 (補佐)	←監理技術者補佐の例 ※補佐であることがわかる ように記載								

《備考 記載省略》

(様式第3号) (つづき)

会社名 A建設株式会社

工事番号 (工事番号がない場合は工事名)

2 配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している 建設工事の有無	有の場合					本工事（※）に従事できると 判断する理由
		工事名	発注者名	場所 (市町村名)	請負金額 (百万円)	工期 (~)	
山王 太郎	有 無	道路改良工事	秋田地域振興局	秋田市	5 0 百万円	〇〇～〇〇	既契約工事の発注者から承認を得 ており、監理技術者補佐を専任で 配置できるため
山王 次郎	有 無 (入札中)	道路舗装工事	由利地域振興局	由利本荘市	5 5 百万円	〇〇～〇〇	施工場所が同一地域振興局管内で 監理技術者の資格要件が同一であ るため
山王 三郎	有 無						〇〇工事における監理技術者補佐 の資格を有しており、本工事に専 任で配置できるため

《備考 記載省略》

3 営業所技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

《備考 記載省略》

(記載例・専任特例 1 号による監理技術者又は主任技術者、第 3 条第 7 項による主任技術者)

配置予定技術者の資格・工事経歴等

会社名 A 建設株式会社

工事番号 (工事番号がない場合は工事名)

1 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏名	所持している ・法令による資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の交付 年月日、交付番号 ・監理技術者講習の修了年月日 (次回講習予定年月)	当該技術者を配置予定技術者として入札参加資格 の確認を申請中の他の秋 他県発注工事がある場合 当該工事の名称、発注機 関、開札予定日	工事経歴 (過去に従事した同種工事の内容等)						
			工事名	発注者名	施工場所 (都道府県名)	契約金額 (百万円)	施工年度 及び工期 (月数)	従事役職	工事概要 【工法、施工数量を記載のこと】
山王太郎	←他工事に配置されて いる監理技術者等の 例								
山王次郎	←同時期に入札中の 県工事に配置予定 の監理技術者等の 例	道路舗装工事 由利地域振興局 〇年〇月〇日開札							
山王三郎	←他の工事に配置され ていない監理技術者 等の例								

<<備考 記載省略>>

(様式第3号) (つづき)

会社名 A建設株式会社

工事番号 (工事番号がない場合は工事名)

2 配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している 建設工事の有無	有の場合					本工事（※）に従事できると 判断する理由
		工事名	発注者名	場所 （市町村名）	請負金額 （百万円）	工期 （ ～ ）	
山王 太郎	有 無	道路改良工事	秋田地域振興局	秋田市	5 0 百万円	〇〇～〇〇	専任特例1号の規定により兼務 （詳細別紙）
山王 次郎	有 無 （入札中）	道路舗装工事	由利地域振興局	由利本荘市	5 5 百万円	〇〇～〇〇	建設業法施行令第27条第2項の 規定により兼務（詳細別紙）
山王 三郎	有 無						

《備考 記載省略》

3 営業所技術者等の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

《備考 記載省略》